

地活第129号

令和5年5月8日

浜田地域協議会会長様

浜田市長 久保田 章 市

(地域活動支援課)

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会委員の推薦について（依頼）

平素は、市政運営に際しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、住民主体のまちづくりを支援する施策の一つとして、「浜田市まちづくり総合交付金制度」を導入しております。

現行制度については、令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間（第3期）として実施しており、令和5年度は中間年度に当たることから、「浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会」を設置し、制度内容の中間検証を行いたいと考えております。

つきましては、本委員会に貴団体から1名の委員にご就任いただきたいと考えておりますので、下記のとおり委員候補者をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 委員会の名称 | 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会 |
| 2 概要 | 別紙のとおり |
| 3 委員任期 | 第1回委員会開催日～令和6年3月31日 |
| 4 委員の推薦方法 | 別紙「推薦書」を5月18日（木）までに提出 |

【問合せ先】

浜田市地域政策部 地域活動支援課
地域活動支援係 担当：福間・若松

〒697-8501 浜田市殿町1番地
電話 (0855) 25-9201 (直通)
FAX (0855) 23-1866

浜田市まちづくり総合交付金制度の検証について

1 趣旨・目的

令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間（第3期）として実施している「浜田市まちづくり総合交付金制度」について、住民主体による協働のまちづくりをより一層推進する交付金制度となるよう、制度内容の検証及び検討するもの

2 検討体制

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会を設置し、検証及び検討する。
(設置要綱は別紙のとおり)

3 委員構成（8名）

要綱上の区分	対象団体等
(1) 識見者	島根県立大学
(2) 各種団体から推薦された者	各地域協議会（5名） 浜田市まちづくりセンター合同連絡会
(3) 関係行政機関の職員	島根県西部県民センター

※ 事務局：地域政策部地域活動支援課

4 検討等のスケジュール（案）

時期	内容
令和5年 4月	委員推薦依頼
5月	<u>第1回検討委員会</u> ・正副委員長の選任 ・まちづくり総合交付金について ※ 過去の経緯や活用状況などの情報共有 意見交換 ・今後の予定について
6月	<u>第2回検討委員会</u> ・第1回会議での意見等を踏まえて検証
7月	<u>第3回検討委員会</u> ・検証結果（案）の検討
9月	<u>第4回検討委員会</u> ・検証結果のまとめ
10月	（新年度予算要求に反映）
令和6年 1月～	（新制度の周知） ※ 予算成立を条件とした周知

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金（浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成23年浜田市告示第40号）に規定する総合交付金（以下「総合交付金」という。）制度の検証・検討に関し、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合交付金制度の検証・検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成28年浜田市条例第14号）第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域政策部地域活動支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。